

## 一般社団法人美幌町シルバー人材センター定款

### 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人美幌町シルバー人材センター(以下「センター」という。)と称する。

(事務所)

第2条 センターは、主たる事務所を北海道網走郡美幌町字新町1丁目37番地の2に置く。

(剰余金の分配禁止)

第3条 センターは、剰余金の分配を行うことができない。

### 第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 センターは、定年退職者等の高年齢退職者(以下「高年齢者」という。)の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務(当該業務に係る労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働大臣が定めるものに限る。次条及び第6条において同じ。)に係る就業の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供する等、その就業の援助に関する事業を行い、生きがいの充実、社会参加の促進を図ることにより、高年齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 臨時的かつ短期的な就業(雇用によるものを除く。)又はその他の軽易な業務に係る就業(雇用によるものを除く。)を希望する高年齢者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供すること。
  - (2) 高年齢者に対して、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行うこと。
  - (3) 高年齢者のための臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業を通じて、高年齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業を行うこと。
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、高年齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会、企業等における高年齢者の能力の活用を図るために必要な事業を行うこと。
  - (5) その他前条の目的を達成するために必要な事業を行うこと。
- 2 前項各号の事業は、美幌町及びその周辺において行うものとする。

### 第3章 会員

(センターの構成員)

第6条 センターに次の会員を置く。

- (1) 正会員 センターの目的に賛同する美幌町に居住する者で、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を通じて自己の労働能力の活用を希望するおおむね60歳以上のもの
- (2) 特別会員 センターに功労があった者又は学識経験者で、この法人の事業運営に必要と認めて、理事長(第21条に規定する理事長をいう。以下同じ。)が推薦し、総会(第12条に規定する総会をいう。以下同じ。)の承認を得たもの
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、事業に協力する個人又は団体で理事会の承認を得たもの

2 前項の会員のうち正会員及び特別会員(以下「正会員等」という。)をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第7条 センターの会員(特別会員を除く。以下同じ。)になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、理事長の承認を受けなければならない。

(会費の負担)

第8条 センターの事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員等は総会において別に定める会費を支払う義務を負う。

- 2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。
- 3 会員が年度の途中で退会する時は、すでに納入した会費は返却しない。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) センターの名譽を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったとき

は、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 正会員が、美幌町に居住しなくなったとき
- (3) 総正会員等が同意したとき。
- (4) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

#### 第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、総正会員等をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総正会員等の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員等は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 総会の議長は、当該総会において正会員等の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員等1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員等の議決権の過半数を有する正会員等が出席し、出席した当該正会員等の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員等の半数以上であって、

総正会員等の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員等の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第19条 総会に出席できない正会員等は、他の正会員等を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合において、前条の規定の適用については、その正会員等は出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事のうち議長が指名する2名が、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

(役員を設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 11名以上13名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長、1名を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、常務理事をもって、一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

4 理事のうちには、理事のいずれか1人とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。監事についても、

同様とする。

- 5 監事には、理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

（理事の職務及び権限）

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を執行する。
- 4 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 5 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員任期）

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員解任）

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

（報酬等）

第27条 総会において定める報酬等の総額の範囲内で、理事に対しては、理事会において定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、監事に対しては、監事の協議によって定める報酬等の支給基準に従って算定した額をそれぞれ報酬等として支給することができる。

（損害賠償責任の免除）

第28条 センターは、一般法人法第111条第1項の役員の損害賠償責任について、当該役員（役員であった者を含む。）が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、特に必要と認めるときは一般法人法第113条に規定する最低責任限度額を控除して得た額を限度として、理事会の決議によって、免除することができる。

## 第6章 理事会

### （構成）

第29条 センターに理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

### （権限）

第30条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) センターの業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長並びに常務理事の選定及び解職

### （招集）

第31条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面をもって、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

### （議長）

第32条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

### （決議）

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

### （議事録）

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 センターの事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みについては、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、総会に報告するものとする。これに追加その他変更を加える必要が生じた場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 センターの事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、正会員等の名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第39条 センターは、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。  
(残余財産の帰属)

第40条 センターが清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

（公告の方法）

第41条 センターの公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

## 第10章 事務局

（事務局）

第42条 センターの事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 前項以外の職員は、理事長が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

## 第11章 補則

（委任）

第43条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第12章 附則

（最初の事業年度）

第44条 センターの最初の事業年度は、センターの設立の日から平成30年3月31日までとする。

（設立時役員等）

第45条 センターの設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	今井	成嘉
設立時理事	森	一清
設立時理事	倉知	輝信



設立時理事 横山 喜義  
設立時理事 石澤 淳子  
設立時理事 村口 善二  
設立時理事 高崎 利明  
設立時理事 小西 守  
設立時理事 寺本 松夫  
設立時理事 西田 正廣  
設立時理事 橋本 義信  
設立時理事 佐々木恵子  
設立時理事 澤畠 雅俊

設立時代表理事 今井 成嘉

設立時監事 横山 清美  
設立時監事 吉村 健三

(設立時社員の氏名及び住所)

第46条 設立時社員の氏名及び住所は次のとおりとする。

今井 成嘉 北海道網走郡美幌町字栄町2丁目5番地  
澤畠 雅俊 北海道網走郡美幌町字新町1丁目63番地の4

(法令の準拠)

第47条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人美幌町シルバー人材センター設立のためこの定款を作成し、  
設立時社員が次に記名押印する。

平成29年11月22日

設立時社員 今井 成嘉

設立時社員 澤畠 雅俊